

『役員の兼務及び資本関係調書』の記載について

1 記載を要する『役職』の定義

- (1) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- (2) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)
- (3) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- (4) 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※『委員会設置会社』…会社法第2条12号の規定により、「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」を置く株式会社

【注意事項】

- ・“申請者における役職”及び“兼任先における役職”の両方が上記(1)～(4)に該当する場合のみ記載の対象とします。
(ただし、申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記載の対象外です。)
- ・役職名が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記(1)～(4)に該当する場合は記載の対象です。
- ・「取締役」には、社外取締役も含みますが、委員会設置会社における取締役は含みません。
委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記載の対象です。
- ・「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記載の対象外です。
- ・記載の対象となる兼任先会社は、金沢市に対する入札参加資格審査申請書の提出の有無を問いません。

2 記載を要する『親会社』、『子会社』の定義

- (1) 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

【注意事項】

- ・記載の対象となる関係会社は、金沢市に対する入札参加資格審査申請書の提出の有無を問いません。

記載例

人 的 関 係	役職名	氏名	兼任先会社名	兼任先役職名
	(例) 取締役	金沢一郎	株式会社 ○○ (本社 石川県金沢市)	代表取締役
資 本 関 係	関係会社名		関係会社所在地	関係
	(例) 株式会社 ○○		石川県金沢市広坂1-1-1	子

★ 参考 (以下に示す関係を有する二者は、同一入札への参加が制限されます。)

【人的関係】 以下のいずれかに該当する二者の場合

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【資本関係】 以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)
- ・親会社と子会社の関係にある場合
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合